

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から同年 7 月まで  
私は、妻と一緒に国民年金に加入し、納税組合を通じて保険料を納付してきた。私の申立期間の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納税組合に納付したと主張しているところ、申立期間当時、A 市においては、行政区単位で納付組織が存在していたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 2 月 1 日に払い出されており、申立期間については保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、B 村が管理する平成 20 年 12 月作成の国民年金被保険者名簿では申立期間については保険料が納付済みとされており、後日、申立人からの年金記録の照会に基づき社会保険事務所（当時）が調査した結果、申立人とその妻の記録が入れ替っていることが判明するなど、申立人に係る記録管理に過誤があり、申立期間の納付記録の管理にも過誤があった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は、6 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みであり、一緒に保険料を納付していたとするその妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

私の国民年金保険料については、両親から、結婚までの期間、隣組の集金人に納付していたと聞いている。申立期間当時、経済的にも安定しており、この期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間の前後を含め、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、加入時における国民年金手帳の色、保険料の納付方法について具体的に記憶していることから、両親が隣組の集金人を通じて申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張には信憑性<sup>しんぴょうせい</sup>が認められる。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親のうち、母親は、再開5年年金の保険料をさかのぼって納付し完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年7月21日まで  
A社における申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の給料支給額から考えて、低く決定されているのではないかと思われるので、正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、社会保険事務所（当時）の記録にある標準報酬月額以上の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を47年2月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を3万3,000円に、申立期間②に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月29日から同年5月1日まで  
② 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

A社からB社への転勤時における昭和46年4月29日から同年5月1日までの期間、及びB社からA社への転勤時における47年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録について空白がある。いずれの期間においても継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、同社及びB社共通の社員名簿等から、申立人がそれぞれの事業所に昭和42年3月から平成20年10月1日まで継続して勤務し、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の社員名簿及び事業主の証言により、申立期間①における資格喪失日を昭和46年5月1日に、申立期間②における資格喪失日を47年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和46年4月は3万3,000円、47年1月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA局（現在は、B社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和39年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月20日から同年4月1日まで  
昭和39年1月20日から同年10月17日まで、A局で臨時補充員として勤務していた。厚生年金保険の加入記録が同年4月1日からとなっていることに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社E支社から提出された申立人に係る在職証明書により、申立人が申立期間においてA局に臨時補充員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所において臨時補充員として勤務していたと申立人が記憶している複数の同僚については、厚生年金保険の被保険者としての記録があることから、同事業所においては臨時補充員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、前述の同僚のうち5人についても、「当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は、臨時補充員として勤務していた期間と一致している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A局に係る社会保険事務所（当時）の申立人の昭和39年4月の記録から、1万4,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 25 日から 38 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 38 年 3 月 1 日から 40 年 6 月 11 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答であった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 42 年 11 月 24 日に支給決定されていることから、当該事業所が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票のうち、24 か月以上の被保険者期間がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 6 月の前後 2 年以内に資格喪失した 8 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を含めて 2 人であるところ、申立人以外の 1 人には、同原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がある一方、申立人についてはその表示が無いことを踏まえると申立人に脱退手当金が支給されなかった可能性がある。

さらに、脱退手当金が支給されたとする昭和 42 年 11 月 24 日時点において、オンライン記録により、申立人は、既に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 6 月 30 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和44年1月8日に支給決定されている上、申立人が勤務していた当該事業所の厚生年金保険被保険者原票のうち、24か月以上の被保険者期間がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である42年6月の前後2年以内に資格喪失した5人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする昭和44年1月8日時点において、オンライン記録により、既に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月30日から同年11月1日まで

A社を昭和51年10月31日付けで退職し、同年11月1日付けで関連会社に移籍した。同社における資格喪失日は、同年11月1日になるはずであるが、同年10月30日になっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社のグループ会社であるC社から提出された申立人に係る在籍証明書及び同社の回答並びに同僚の証言により、申立人がA社に昭和51年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、グループ会社内における転籍は通常行われることであり、当然、継続勤務として管理していると回答している。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、当該事業所における昭和51年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年2月1日から11年8月1日までの期間及び12年4月1日から同年10月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、9年2月から11年7月までの期間、及び12年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月1日から11年8月1日まで  
② 平成12年4月1日から同年10月30日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。一部ではあるが、給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、預金取引履歴明細表及び町県民税納税証明書等により、申立人は、申立期間のうち、平成9年2月1日から11年8月1日までの期間及び12年4月1日から同年10月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額により算定できる報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間中に社会保険事務所（当時）に届け出る標準報酬月額の定時決定の額は、給与明細書における該当月の報酬月額と長期間にわたり相違していることから、事業主は、厚生年金保険法に基づく標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年7月1日から9年2月1日までの期間については、給与明細書及び預金取引履歴明細表等の関連資料により、申立人の同期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができないことから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年3月までの期間及び平成元年4月から5年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から63年3月まで  
② 平成元年4月から5年10月まで

最初は母が、その後は妻が私の国民年金保険料を納付していた。確定申告をしており、間違いなく保険料を納付してきた。

平成5年の確定申告書(控)があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月に国民年金の資格を取得し、以降、最初は母親が、婚姻後は、時期については不明だが、妻が保険料を納付してくれていたと申述しているが、申立期間①及び②に係るその妻の保険料の納付状況は未納である。

また、申立人は平成5年の確定申告書(控)を保有していることから、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、当該確定申告書(控)は、社会保険料控除の内訳を確認することができず、当時の社会保険料について試算したが、その社会保険料控除額に国民年金保険料が含まれていることを伺うことはできないことから、当該確定申告書(控)は、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言い難い。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

加えて、前述の確定申告書(控)以外に、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 585（事案 11 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 45 年 12 月まで  
前回の申立てについて、国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない旨の通知を受け取ったが、新たに昔の預金通帳が出てきた。申立期間当時、保険料をまとめて納付するだけの資力はあったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 6 月に払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は時効により納付できず、また、昭和 36 年度から 48 年度までの期間において、申立人氏名と類似する者について、国民年金手帳記号番号払出簿により確認したところ、申立人に係る別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立人は 28 歳の時（昭和 44 年）に約 8 年分の保険料を一回で納付したと主張しているが、調査途上で、子供が小学校 3 年生になるころ（昭和 46 年）に納付したと申述を変えていること、かつ、44 年に一回で納付したという主張については、当時の特例納付は第 1 回が 45 年 7 月から 47 年 6 月までの期間に実施されているため、利用することはできず、仮に、46 年にこの第 1 回特例納付制度を利用して、納付可能期間である 36 年 11 月から 45 年 6 月までの保険料を納付したとしても、その保険料の合計は 4 万 6,800 円であり、申立人が一括して納付したと主張する額「2 万 8,000 円から 3 万円」とは差が生じるなど、申立内容に不自然さがみられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 19 年 11 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料の納付を示す資料として、新たに預金通帳の写しを

提出し、申立期間の保険料をまとめて納付するだけの資力はあったので、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、その預金通帳からは、保険料を納付したとする当時の資力について伺うことはできず、その預金通帳をもって申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から49年2月まで

私は、申立期間当時、母から「毎月年金を納付している。」と聞かされていた。昭和49年春の結婚と同時に「これからは自分で納付しなさい。」と言われ、年金手帳を渡された。当時の手帳は持っていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにその両親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、婚姻後である昭和57年3月であり、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情もうかがえない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の保険料を納付していたとするその両親も既に他界しているため、当時の具体的な保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 31 日から 49 年 8 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の元従業員の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は「申立人に関する当時の資料は残っていない。」と証言している上、申立期間当時の同僚からも具体的な供述を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失と同時に、国民年金の被保険者資格を取得し、申請免除されていることが確認できる上、オンライン記録により申立人以外で申立人と同一日に同事業所の被保険者資格を喪失した同僚が4人確認できる。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A事務所における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 19 日から同年 12 月 27 日まで  
昭和 62 年 1 月 19 日から同年 12 月 26 日までの期間、A事務所（B校）に勤務したが、ねんきん定期便では、同年 3 月 10 日までC社（現在は、D社）に勤務した記録となっており、A事務所に勤務したときの厚生年金保険の加入記録が無かった。同事務所に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 1 月 19 日から同年 12 月 26 日までの期間、A事務所に勤務したと申述しているところ、申立人及び同事務所から提出された人事記録により、申立人が申立期間に同事務所に産休・育児休業補助教員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事務所に照会したところ「昭和 62 年当時、産休・育児休業補助教員については、厚生年金保険には加入させていないので、厚生年金保険料を控除していない。厚生年金保険に加入したのは、E職臨時的任用職員（6か月任用者）については 63 年 4 月 1 日、その他の臨時職員（産休・育児休業補助教員等のうち、任用期間が2か月を超える者）については、同年 10 月 1 日以降からの加入である。」と回答している。

なお、オンライン記録では、申立人のC社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 62 年 3 月 11 日とされているところ、同社から提出された申立人に係る退職願の写しによると、申立人が同年 3 月 10 日付けで同社を退職したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間におけるA事務所における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA事務所の厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 29 日から 61 年 1 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和 60 年 12 月 28 日に同社を退社したが、61 年 1 月の給与支払明細書に記載されているとおり、60 年 12 月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する申立人の退職届及び申立人の供述により、申立人の退職日は昭和 60 年 12 月 28 日であることが確認できる。

また、当該事業所は、給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除であるとしているところ、申立人から提出された昭和 61 年 1 月分の給与支払明細書により、60 年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 19 条により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされ、また、同法第 14 条においては、資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人のA社における資格喪失日は、昭和 60 年 12 月 29 日となることに加え、事業主も誤って申立人の 61 年 1 月分の給与から厚生年金保険料を控除したことを認めていることから、申立人が主張する申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月17日から48年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が1万円に引き下げられている。被保険者資格取得の届を見ると昭和41年1月に同社から届け出た額が2万8,100円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されていた、昭和41年1月17日資格取得時の厚生年金保険の標準報酬月額が2万8,000円であるにもかかわらず、同年1月から47年4月までの期間の標準報酬月額が1万円に引き下げられていると申し立てている。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和41年1月17日の資格取得時に2万8,000円の記録があるものの、翌月の同年2月28日付けで1万円に月額訂正する届出がされ、その後48年5月1日までの期間に渡る事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届においても同様に1万円で届出されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 8 日から 48 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 47 年 5 月から 48 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、就労時に支給された給料額よりも低くなっていると思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録により、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額については、昭和 47 年 5 月から同年 6 月までの期間は 4 万 5,000 円、同年 7 月から同年 9 月までの期間は 5 万 2,000 円、同年 10 月から 48 年 6 月までの期間は 4 万 8,000 円、同年 7 月は 6 万 4,000 円であることが確認できる。

さらに、当時の同僚は「当時、支給された給料額について、はっきり覚えていないが、自分の厚生年金保険の記録に間違いがあるとは思っていない。」と証言をしているほか、当該事業所別被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

加えて、当該事業所の現在の厚生年金保険の担当者は「申立期間当時の賃金台帳等の標準報酬月額を確認できる資料は保存されていない。」と証言しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から26年4月1日まで  
② 昭和31年2月1日から32年3月ごろまで

A所に勤務した昭和23年4月1日から26年4月1日までの期間、及びB市C課に勤務した31年2月1日から32年3月ごろまでの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A所に申立人と同時期に勤務していたとする同僚の証言により、申立人は、申立期間において同所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、事業所記号払出簿及びオンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、文書管理規程により関係文書は廃棄処分されていると回答している上、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険の加入記録も同事業所において確認できないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

申立期間②について、申立人が保有している辞令（昭和31年2月1日付け及び同年10月1日付け）並びにB市から提供された申立人に係る発令伺及び退職願によると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の辞令、発令伺及び退職願において確認できるように、申立人は当該事業所に嘱託職員として採用されているところ、同事業所が保管している嘱託職員に係る資料により確認できる申立人以外の嘱託職員についても、また、申立人が記憶していた同僚についても、同事業所

に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者として確認できない。

また、前述の被保険者名簿において名前の確認できる被保険者は「私は、D工事の臨時職員として採用された。採用時の身分は臨時職員だったが、その後、正職員になった。」と証言していることから、当該事業所においては、嘱託職員と臨時職員の厚生年金保険の加入についても、取扱いが異なっていた事情がうかがえる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年10月1日まで

夫は、A社(現在は、B社)に昭和32年4月から35年10月まで継続して勤務した。33年4月以降、休業していたものと思っていたが、同年11月に同社の職員と一緒に撮影された写真が見付かった。申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間当時に、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和33年4月1日に資格を喪失した後、35年10月1日から同年10月17日までの期間について、再度、被保険者としての記録が確認できるところ、このことについて、同事業所の現在の事業主は、関連資料が保管されていないことから不明としているが、同被保険者名簿により、申立人と同時期に勤務していたと認められる複数の同僚は「申立期間のころ、申立人は、A社を一度辞めており、期間は明確ではないが、しばらくの間、勤務していなかった。その間は、後任者が勤務していた。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態を特定することができない。

また、社会保険事務を行っていたとする当時の事業主も死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料控除及び当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 2 日から 59 年 3 月 2 日まで

A社に昭和 58 年 9 月 2 日から勤務したが、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 59 年 3 月 2 日とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、元事業主から提供された労働者名簿及び雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 59 年 3 月 2 日と記録されており、元事業主は「申立期間当時、当社は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除したのは、適用事業所になってからである。」と証言している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所が適用事業所となった昭和 59 年 3 月 2 日に被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 22 日から 38 年 7 月まで  
② 昭和 38 年 8 月から 39 年 7 月まで  
③ 昭和 46 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間①について、A社（又は、B社、C社）に昭和 36 年 8 月 22 日から 38 年 7 月まで勤務していた。37 年には病気で 1 か月間入院したこともあり、そのときに健康保険証を使った記憶がある。

申立期間②について、D社（又は、E社）に昭和 38 年 8 月から 39 年 7 月まで勤務していた。同社には、数十人の従業員がいたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間③について、F社に昭和 46 年 1 月から同年 12 月まで勤めていた。同社は、G社（当時）のH工場内にあり、G社のOBが設立した会社であった。私は、そこの社員として勤務していた。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたと申述しているが、同名の事業所は、商業登記の記録が無く、申立人が同社の所在地であったと申述する I 区を管轄する年金事務所に事業所記号払出簿の照会を行ったものの、同社が厚生年金保険の適用事業所又は任意包括適用事業所として手続された形跡は見当たらない上、オンライン記録においても同社の記録は確認できない。

また、申立人は「会社名は、Aではなく、漢字は分からないが、CかBかもしれない。」と申立事業所名を変更し、申述したが、B社名の事

業所については商業登記の記録が無く、C社名の適用事業所はI区に存在するものの、被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人の名前は見当たらず、勤務実態を確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主の氏名を記憶していない上、記憶していた同僚等も特定できず、同事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務したとして当初申述していたD社は、商業登記の記録が無く、同社の所在地であったとするJ区を管轄する年金事務所に事業所記号払出簿の照会を行ったものの、同社が厚生年金保険の適用事業所又は任意包括適用事業所として手続された形跡は見当たらない上、オンライン記録においても、同名の適用事業所は、I区において確認できるものの、申立人の名前は確認できないため、勤務実態は確認できない。

その後、申立人は「会社名は、D社ではなく、K社かもしれない。＊の漢字は、＊、＊、＊のどれかは、分からない。」と申立事業所名を変更し、申述したが、E社名の適用事業所は存在するものの、オンライン記録等から申立人の名前は確認できない。

また、申立人は申立事業所について、「Lを扱うMの製造を行っていた。」と申述するものの、E社ではそのような業務は行っていないとしている。

また、「N社」、「O社」名の事業所は商業登記の記録が無く、申立人の勤務実態は確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主の氏名を記憶していない上、記憶していた同僚等も特定できず、同事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人が勤務したと申述しているF社は、商業登記の記録が無く、同社の所在地であったとするJ区を管轄する年金事務所に事業所記号払出簿の照会を行ったものの、同社が厚生年金保険の適用事業所又は任意包括適用事業所として手続された形跡は見当たらない上、オンライン記録においても同社の記録は確認できない。

また、申立人は「G社のH工場建屋内でPの検査整備をしていた。」と申述していることから、後継事業所であるQ社へ照会したものの、「下請けとしてそのような会社があったかもしれないが、当時のG社とは関係ないためこちらでは分からない。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本により、類似する事業所名称を持つ「株式会

社R社」、「株式会社R社S部」がT県内に存在するが、「株式会社R社」は同名の適用事業所がオンライン記録上で確認できるものの、既に全喪しており、同記録からは申立人の名前は確認できない上、「株式会社R社S部」名の適用事業所はオンライン記録上では確認できないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は当該事業所の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、同事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。